（削る）

試料を水でよく洗い、指定された浸出用液を用いて次のように操作して作る。

試料の表面積１㎠につき２mLの割合の浸出用液を60℃に加温して用い、60℃に保ちながら30分間放置する。ただし、使用温度が100℃を超える試料であって水又は４％酢酸を浸出用液とする場合にあっては95℃に保ちながら30分間、ヘプタンを浸出用液とする場合にあっては25℃に保ちながら１時間放置する。

⑴　ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装

１．液体を満たしたときにその深さが2.5㎝以上である試料（ただし、ホウロウ引きのものであって容量が３Ｌ以上のものを除く。）

試料表面の異物を取り除いた後、食品擬似溶媒を満たして、常温で暗所に24時間放置する。

２．液体を満たすことのできない試料若しくは液体を満たしたときにその深さが2.5㎝未満である試料又はホウロウ引きのものであって容量が３Ｌ以上の試料（容量が３Ｌ以上のホウロウ引きの器具又は容器包装の場合は、試験片を作成してこれを試料とする。）

試料表面の異物を取り除いた後、試料の表面積１㎠につき２mLの割合の食品擬似溶媒を用い、常温で暗所に24時間放置する。

⑵　合成樹脂製の器具又は容器包装　（新設）

試料表面の異物を取り除いた後、試料の表面積１㎠につき２mLの割合の食品擬似溶媒を60℃に加温して用い、60℃に保ちながら30分間放置する。ただし、使用温度が100℃を超える試料であって水又は４％酢酸を食品擬似溶媒とする場合にあっては90℃に保ちながら30分間、ヘプタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては25℃に保ちながら１時間放置する。

⑶　ゴム製の器具又は容器包装　（新設）

１．ほ乳器具以外

⑵　合成樹脂製の器具又は容器包装の規定を準用する。

２．ほ乳器具

試料表面の異物を取り除いた後、試料の重量１ｇにつき20mLの割合の指定された食品擬似溶媒を用い、40℃に保ちながら24時間放置する。

⑷　金属缶　（新設）

１．液体を満たすことができる試料

試料表面の異物を取り除いた後、60℃に加温した食品擬似溶媒を満たし、時計皿等で覆い、60℃に保ちながら30分間放置する。ただし、使用温度が100℃を超える試料であって水を食品擬似溶媒とする場合にあっては90℃に保ちながら30分間、ヘプタン又はペンタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては25℃に保ちながら１時間放置する。また、エタノールを食品擬似溶媒とする場合にあっては５℃以下に冷却したエタノールを満たし、密封して５℃以下に保ちながら24時間放置する。

２．液体を満たすことができない試料

試料表面の異物を取り除いた後、表面積１㎠につき２mLの割合の食品擬似溶媒を60℃に加温して浸し、60℃に保ちながら30分間放置する。ただし、使用温度が100℃を超える試料であって水を食品擬似溶媒とする場合にあっては90℃に保ちながら30分間、ヘプタン又はペンタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては25℃に保ちながら１時間放置する。また、エタノールを食品擬似溶媒とする場合にあっては５℃以下に冷却したエタノールを用い、密封した容器中で５℃以下に保ちながら24時間放置する。